

債権管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
教育庁 施設財務課	債権の管理について、債権管理者は、歳入徴収表に記載された金額が翌年度の調定額に繰り越されたときは、債権管理簿を作成し、滞納状況表と併せて備えなければならないが、令和7年度において債権管理簿を作成していないものが146件あった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法】 (債権) 第240条 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。 【大阪府財務規則】 (債権の管理) 第90条 債権管理者は、債権管理簿を備え、債権が発生し、又は府に帰属したときは、次に掲げる事項を記載しておかなければならない。 (1) 債権の名称、種類及び金額 (2) 債務者の氏名又は名称、住所及び連絡先 (3) 貸付金の場合にあっては、利息、償還の方法及び期限、担保（保証人の保証を含む。）その他貸付条件に関する事項 (4) 納期限、調定日、収入額、督促状の発送日その他収入（これに準ずるものを含む。）に関する事項 (5) 延滞金又は違約金に関する事項 (6) 消滅時効に関する事項 (7) 交渉、滞納処分又は訴訟及び強制執行の経過その他処理状況に関する事項 【大阪府財務規則の運用】 第90条関係 1 債権管理者は、歳入を調定しようとするときは、歳入徴収表（規則様式第88号）を備えるものとする。 2 前項の場合において、会計年度中にその総額を調定する債権については、歳入徴収表を債権管理簿に代えて備えるものとする。 3 債権管理者は、歳入徴収表に記載された金額が翌年度の調定額に繰り越されたときは、滞納状況表（規則様式第89号）を備えるものとする。 4 前項の場合において、第2項の債権については、債権管理簿（様式第77号）を作成し、滞納状況表と併せて備えなければならない。ただし、当該様式以外の様式により規則第90条各号に掲げる項目を記載している場合にあっては、この限りでない。 5 規則第90条第1号の債権の種類とは、公債権（強制徴収）、公債権（非強制徴収）、私債権（貸付金）及び私債権（貸付金以外）とする。 6 規則第90条第3号の保証人の保証には、保証人の氏名又は名称、住所又は所在地並びに連絡先を含むものとする。 7 規則第90条第3号の貸付条件に関する事項には、担保権の内容を含むものとする。 8 規則第90条第4号のこれに準ずるものとは、不納欠損処分、充当、減額等とする。 9 規則第90条第5号の延滞金又は違約金に関する事項とは、延滞金又は違約金の割合、算出期間及び算出額とする。 10 規則第90条第6号の消滅時効に関する事項とは、その起算日及び完成日とする。